

核不拡散条約を考える会規約

第1条（目的）

この会は、核兵器保有を絶対悪と認識し、核兵器廃絶を目指して内外に広く訴える活動を行う。当面は、核不拡散条約（NPT）の無期限延長に反対し、現実的な核兵器廃絶の方策を追求する。（第5条に補足あり）

第2条（会員）

会の目的に賛同する者は、資格や立場を問わず個人として、世話人（第3条）の推薦で入会できる。また会員は、会の目的にかなう活動を各地域で自由に行うことができる。

第3条（組織と運営）

広島に総合事務所と代表世話人を置くとともに、長崎、東京など必要な地域に単数または複数の世話人と連絡事務所を設ける。会員への連絡は原則として総合事務所が行い、会の略称を「NPT研究会」とする。

会の活動と運営の基本方針は、会を代表する全体の世話人会の相談によって定め、その世話人会を各事務所に所属する運営委員が支える。

会員の意見交流を深める必要がある場合は、会員総会を開催する。

第4条（財政）

会費と寄付金によって活動費をつくる。年会費は、連絡諸経費として当面3千円（1993年9月～94年8月）とし、総合事務所へ納入する。会計報告は総合事務所の責任で行う。

第5条（会の今後）

財政・運営などに大きな困難が生じた場合は、会員の相談によって解決をはかる。また1995年のNPT検討会議が終了した時点で、その内容を検討するとともに「核兵器廃絶を考える会」へ移行して活動を続ける。

以上

核不拡散条約を考える会規約

第1条（目的）

この会は、核兵器保有を絶対悪と認識し、核兵器廃絶を目指して内外に広く訴える活動を行う。当面は、核不拡散条約（NPT）の無期限延長に反対し、現実的な核兵器廃絶の方策を追求する。（第5条に補足あり）

第2条（会員）

会の目的に賛同する者は、資格や立場を問わず個人として、世話人（第3条）の推薦で入会できる。また会員は、会の目的にかなう活動を各地域で自由に行うことができる。

第3条（組織と運営）

広島に総合事務所と代表世話人を置くとともに、長崎、東京など必要な地域に単数または複数の世話人と連絡事務所を設ける。会員への連絡は原則として総合事務所が行い、会の略称を「NPT研究会」とする。

会の活動と運営の基本方針は、会を代表する全体の世話人会の相談によって定め、その世話人会を各事務所に所属する運営委員が支える。

会員の意見交流を深める必要がある場合は、会員総会を開催する。

第4条（財政）

会費と寄付金によって活動費をつくる。年会費は、連絡諸経費として当面3千円（1993年9月～94年8月）とし、総合事務所へ納入する。会計報告は総合事務所の責任で行う。

第5条（会の今後）

財政・運営などに大きな困難が生じた場合は、会員の相談によって解決をはかる。また1995年のNPT検討会議が終了した時点で、その内容を検討するとともに「核兵器廃絶を考える会」へ移行して活動を続ける。

以上

核兵器政策に関する公開質問状

内閣総理大臣 細川 護 照 殿

核兵器廃絶早期実現のための現実的方策を追求している私たち「核不拡散条約を考える会」は、昨年9月上旬に総理へ要望書を提出しました。その根本的見解は、平和憲法を持ち非核3原則を国是とする被爆国日本の政府は、現行の核不拡散条約（NPT）の無期限延長を軽々に支持することなく、核兵器廃絶の早期実現に向けて主導的役割を果たすべきである、という内容でした。しかしその後、9月下旬の国連総会、12月上旬の政府見解（立木洋参議院議員への答弁書）などにおいて、総理によって表明あるいは承認された政策と論理は、本質的な矛盾を含むとともに、核兵器廃絶を真に願う国民の期待に反するもの、と言わざるを得ません。

ところで国際司法裁判所は、WHOによる昨年5月の要望に基づき、国際法の観点から「核兵器使用の違法性」に関する意見のまとめで準備中であり、そのため日本を含む各国政府は、来る6月10日までに陳述書の提出を求められています。また、7月上旬にはイタリアのナポリでサミット（先進7カ国首脳会議）が開催され、NPT延長問題が再び議論されると考えられます。そこで、以下の3項目の要望を提出しますので、これに関する総理の御回答をできるだけ早く頂けるようお願いします。

I. 核抑止論と核兵器使用について

総理は昨年8月の最初の国会で、「究極的に核兵器を廃絶し、国際的軍縮を達成するため、積極的な外交努力を展開する」と表明されました。しかし、12月の政府見解においては、「世界の平和と安全が、最終的には核兵器を含む軍勢力による抑止によって保たれている」とするいわゆる核抑止論、および「わが国は国連総会での核兵器使用禁止決議に棄権してきた」という政策を承認されています。

私たちは、広島・長崎の惨禍および核実験に伴う深刻な被害、さらには現在地球上に配備されている核兵器の恐るべき脅威を深く認識する者として、核兵器の保有自体が理由の如何によらず絶対悪であると確信しております。すなわち、核兵器廃絶は速やかに達成されるべき重要な課題であると同時に、核抑止論は放棄されるべき危険な思想である、と言わねばなりません。

総理におかれましては、核兵器の非人道性および科学時代の人類共生の道に関する認識を一層深められて、まず“核抑止論の放棄”とともに“核兵器使用の違法性と禁止”を確認されるよう要望します。このことこそ、「広島・長崎への原爆投下は、国際法の基本思想の一つである人道主義に合致しないという意味において、国際法の精神に反する」と記された12月の政府見解に矛盾しない論理であり、また広範な国民の支持を得ることができる政策であります。

II. NPT延長問題について

総理は昨年9月の国連総会演説において、「日本はNPTの無期限延長を支持するが、同時にこのことが、核兵器国による核兵器保有の恒久化を意味してはならない」と表明されました。しかしこれも矛盾を含み、また具体性に欠けていました。なぜならば、現行NPTが無期限に延長されると、同条約第9条で公認されている核兵器国（米・英・仏・中と現ロシアの5カ国）による核兵器保有が恒久化することになります。また、これを阻止するためにはNPTの改正が必要ですが、その早期実現は、同条約第8条において「条約の改正は加入国の過半数の賛成（但しすべての核兵器国を含む）によって承認されねばならない」と規定されているため、容易なことではありません。

このような状況の中で、来年4月にニューヨークで開催されるNPT再検討会議において、同条約第10条の規定に基づき、この条約の無期限延長か一定期間延長かが、加入国（現在162カ国）の過半数の賛成で決定されるわけです。一方、来年4月までに核兵器廃絶を実現させることはもとより、包括的核実験禁止条約の実現さえ見通しは立っておりません。したがって核兵器廃絶（すなわち核兵器全面禁止条約の締結）を実現させるためには、現実的方策としてNPTの一定期間延長を選ばざるを得ないと考えられます。また、このことを実行する場合、日本を含めて非核兵器国の役割がきわめて重大であります。

総理が著書『日本新党・責任ある変革』において、20世紀末を目途とする核兵器廃絶を提唱しておられるからには、“核兵器廃絶は究極的な目標”と変更されることなく、また同時に“NPTの無期限延長支持”を再考されますよう要望します。

Ⅲ．非核3原則について

総理は昨年12月の政府見解において、「非核3原則は内外に周知徹底されており、今後ともこれを堅持する方針である」としながら、「核兵器であっても、自衛のための必要最小限度を越えないものならば、必ずしも憲法の禁止するところでない」とする見解を承認されていますが、これもまた重大な矛盾と言わねばなりません。政府による従来からのこの憲法解釈が、欧米のマスコミで近年見られる「日本の核武装」という大変な疑惑を招いた原因の一つではないでしょうか。

このように多くの矛盾を含む核兵器政策は、世界で唯一の被爆国である日本の政府として、国内だけでなく国際的に大きく信用を失います。したがって総理は、これらの矛盾を整理されるとともに、早急に“非核3原則の法制化”を決断されて、国際社会における日本の立場を明確に示されるよう要望します。

1994年 月 日

核不拡散条約を考える会・世話人一同

代表 庄野直美	(ヒロシマ・ナガサキ平和基金理事長)
遠藤 彰	(広島女学院大学学長)
岡本三夫	(広島修道大学教授)
河合護郎	(広島平和文化センター理事)
福原照明	(核戦争防止国際医師会議日本支部長)
湯川スミ	(世界連邦建設同盟会長)
東 幹夫	(長崎大学教授)
市丸道人	(長崎大学名誉教授)
鎌田定夫	(長崎証言の会代表委員)
川原紀美雄	(長崎県立大学教授)
武居 洋	(琉球大学教授)
森 茂康	(九州大学名誉教授)
小川岩雄	(立教大学名誉教授)
金子熊夫	(東海大学教授)
杉江栄一	(中京大学教授)
戸枝義明	(キリスト者平和交流委員会事務局長)
伏見康治	(元日本学術会議会長)